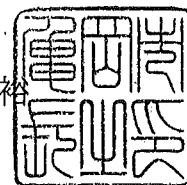


亀岡市公告第18号

令和7年度亀岡市保育所等紙おむつ等納入業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年2月14日

亀岡市長 桂川 孝裕



1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度亀岡市保育所等紙おむつ等納入業務

(2) 業務内容

本市の公立・私立保育所（園）、こども園、幼稚園及び企業主導型保育施設に対し、紙おむつ等の提供を行う。

(3) 業務場所

亀岡市内一円

(4) 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(5) 見積限度額等

15,190,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※契約については、紙おむつ及びおしりふきの各規格1枚当たりの単価契約とする。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 本プロポーザルの公告日から契約締結までの間、国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 業務一括再委託をしない者

(7) 本件に類似した紙おむつ等納入業務の実績を有していること。

3 手続等

(1) 実施要領

ア 交付期間

令和7年2月14日（金）から2月28日（金）まで

※窓口での交付は、土日、祝日を除き、午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

「7 事務局」又は「市ホームページ」からダウンロード

ウ 交付する書類

実施要領、仕様書、参加申込書、その他様式

(2) 参加申込み

ア 提出書類

プロポーザル参加申込書（様式第1号）

事業所概要（様式第2号）

業務実績書（様式第3号）

亀岡市における入札参加資格認定通知書（受領書）の写し

誓約書（様式第8号）

※上記提出書類は、参加を希望する営業所について記載すること。

イ 部数 正本1部、副本1部

ウ 提出方法 郵送又は持参

エ 提出場所

「7 事務局」に記載のとおり

オ 提出期間及び提出期限

令和7年2月14日（金）から2月28日（金）午後5時まで【必着】

(3) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

ア 受付期間

令和7年2月14日（金）から2月19日（水）午後5時まで

イ 受付方法

質問書（様式第4号）に記入の上、「7 事務局」まで電子メール又はFAXで提出するとともに、電話にて連絡すること。電話又は口頭による質問には応じない。

ウ 回答日及び回答方法

令和7年2月25日（火）中に本市ホームページにおいて回答する。

エ 質問内容

質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

(4) 企画提案書の提出方法

参加申込みした事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

ア 提出書類等

「(5) 企画提案書について」に記載のとおり

イ 提出部数

正本1部、副本6部

ウ 提出方法

郵送又は持参

エ 提出場所

「7 事務局」に記載のとおり

オ 提出期間及び提出期限

令和7年2月14日（金）から2月28日（金）午後5時まで【必着】

(5) 企画提案書について

企画提案書は、次のとおりとする。

ア 企画提案書表紙（様式第5号）

イ 企画提案書（様式自由。仕様書に基づいた内容とし、おむつ及びおしりふきについては、メーカー、商品名及び規格毎に1枚当たりの単価を明記すること。また、仕様書に示す要求事項を上回る独自の提案をする場合は、そのポイントが明確にわかるように記載すること。）

ウ 工程表（様式自由）

エ 参考見積書及び内訳書（様式自由。金額は仕様書の5に定めるおむつ及びおしりふきの納入予定数量に、規格ごとに1枚当たりの単価を乗じて得た額の総

額（税込）とし、見積限度額以下の金額とすること。また、提出の際には封入し、割印をしておくこと。）

オ 予定担当者調書（様式第6号）

カ おむつのサンプル（Sサイズのテープタイプ及びパンツタイプ）

4 審査

参加要件を満たすと認めた事業者に対し、「亀岡市保育所等紙おむつ等納入業務」委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表「審査項目」に基づいた書類審査を実施する。

なお、参加者が1者のみの場合は、選定委員会に諮り決定する。

5 結果通知等

（1）優先契約交渉事業者の決定

選定委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先契約交渉事業者の候補者（以下「候補者」という。）として決定する。最高評価点を得た者が複数の場合は、価格点の項目で一番評価の高い者を候補者とする。

なお、最高評価点を得た者が評価配点の4割に満たない場合にあっては、候補者の選定を行わず、再公募するものとする。

（2）結果通知

審査結果は、候補者として決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で選定又は非選定の結果及び総合点通知するとともに、優先契約交渉事業者となった者については、亀岡市ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等の指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

6 その他

（1）本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。

（2）参加申込み後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式第7号）を提出すること。

（3）企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に発注者の了承を得なければならない。

（4）業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。

（5）提出書類等の追加、修正及び再提出は認めない。

（6）提出書類は返却しない。

（7）審査により選定された候補者は、業務委託に係る「プロポーザル審査結果通知書」受理日から優先契約交渉事業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。

- (8) 契約に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と発注者と協議の上、決定することとする。
- (9) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (10) 発注者は、提出書類を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (11) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号）に基づき提出書類を公開することがある。
- (12) 次の場合、提出書類等は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提出された場合
 - イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ウ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
 - エ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (13) 審査内容や審査経過については公表しない。
- (14) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (15) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (16) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。
- (17) 本件は、令和7年度当初予算の議決を要することから、予算の議決がない場合は、契約として成立しない。

7 事務局

〒621-0805

京都府亀岡市安町釜ヶ前82番地（亀岡市保健センター内）

亀岡市こども未来部保育課（保育政策係）

電話番号：0771-25-5028

FAX：0771-25-5128

電子メール：hoiku@city.kameoka.lg.jp